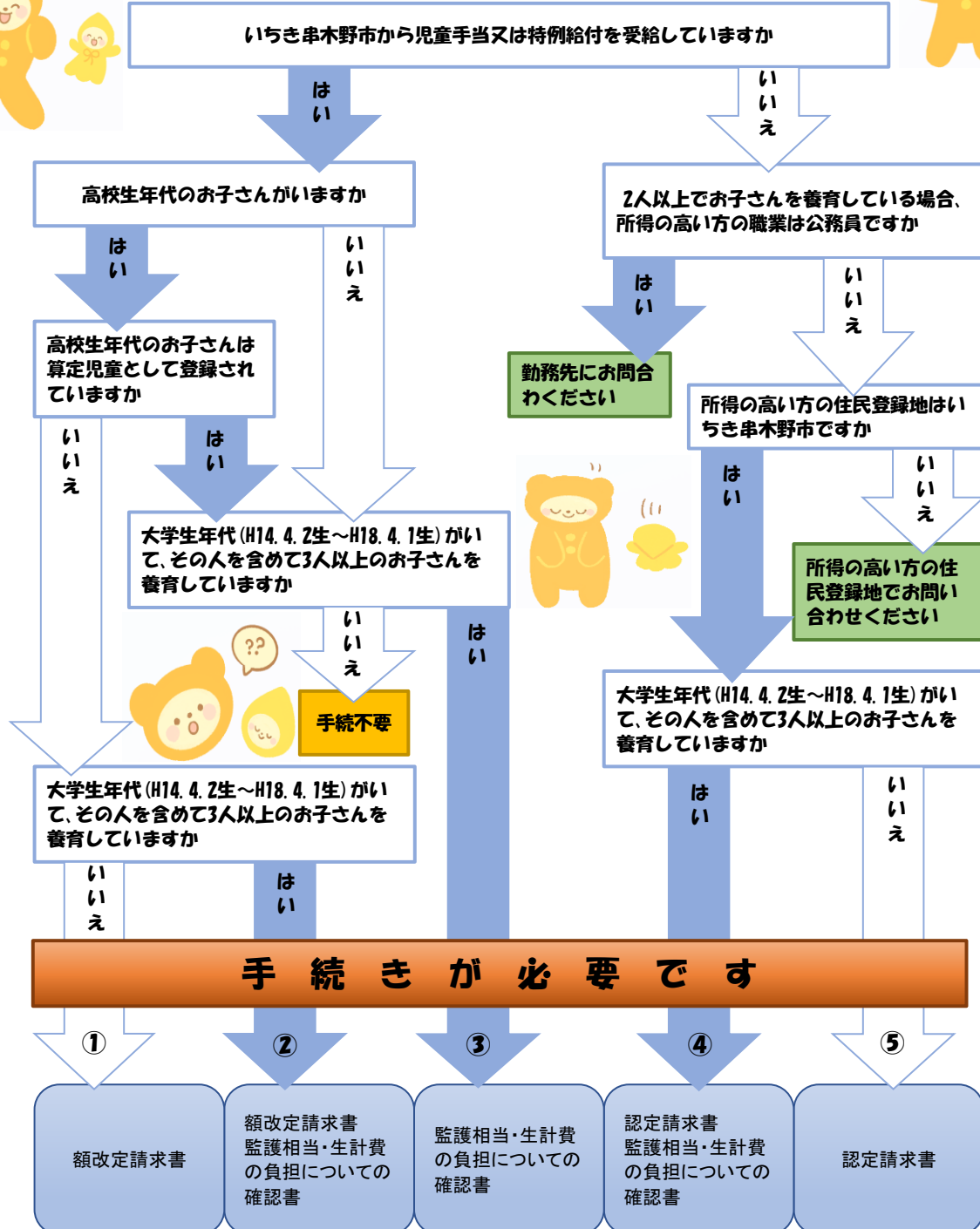


手続き要否確認フローチャート



※新たに手続きが必要な方で、高校生年代までの児童と別居している方は、「別居監護申立書」が必要です。

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当制度が変わります



拡充の内容

- 所得制限がなくなり、支給対象が高校生年代まで延長されます。
※高校生年代とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます。
- 第3子以降は3万円支給されます。
支払月を年3回(2, 6, 10月)から年6回(偶数月)になります。

🌸 詳しくはHPをご覧ください。



よくある質問



Q1. 手当を申請する受給者は、父母のどちらでも良いですか？

A1. 制度の改正により所得制限は撤廃されますが、引き続き原則として生計中心者が受給者となりますので、所得の高い方を受給者として申請してください。

Q2. 申請期限を過ぎてしまった場合は、どうしたら良いですか？

A2. 期限を過ぎた場合でも認定請求書は提出してください。期限を過ぎてしまうと振込が遅れる場合があります。また、令和7年3月31日(月曜日)までに申請を行わない場合は、受給できなくなる月が発生する可能性があります。

Q3. 振込はいつですか？

A3. 初回は12月10日です。以降は、2か月ごと偶数月の10日(土日祝日の場合はその前日)にお支払いします。

記載内容や提出書類に不備があると審査ができずに、振込が遅くなる場合があります。提出が必要な方は、提出前に記載内容や必要書類等を今一度ご確認のうえ、書類を提出してください。

Q4. 大学生年代の子がいますが、どういった場合に手続きが必要ですか？

A4. 大学生年代の子について監護に相当する世話等をし、生計費の負担をしている場合で、0歳から大学生年代の子を含めて子が3人以上となる場合は、お手続きが必要となります。

Q5. 「生計費の負担」とはどういった場合のことを指しますか？

A5. ここでいう「生計費の負担」とは、同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合や、別居であって親が学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしている場合等が考えられます。

【問い合わせ先】

〒896-8621 いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市 子どもみらい課 子育て支援係 立野・中村

TEL : 0996-33-5618 / Mail : kodomo1@city.ichikikushikino.lg.jp